

参考資料

野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市都市公園設置及び管理に関する条例（昭和51年野田市条例第23号）（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(公園施設に関する制限) 第2条の5 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>100分の50とする。</u> 第17条の2 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、市長とみなす。</p>	<p>第17条の2 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、市長とみなす。</p>